

～豊島区議会 議会改革の取り組み 22項目～

【議会改革の検討結果】（記号の見方）

◎実施済のもの

○実施の方向で一致しているもの

△意見がわかれているもの

※色のついている項目は、正副幹事長会において結論が出ている事項です。

検討項目	論 点	検討結果	検討結果と現在の協議状況 (○付きの数字は、分かれている意見を示しています。)
1 議会事務局の職員体制	・政策立案支援の体制強化	◎	政策調査部門の強化。〔24年4月～実施済。〕
2 会議録	・会議録発行の迅速化	◎	会議録完成、ホームページへのアップ期間の短縮。 (会議終了後、約1か月でアップ)〔24年4月～実施済。〕
3 議会広報紙	・区議会だよりの全戸配布 ・編集委員会の設置	○	〈全戸配布〉実施効果を考慮しつつ、正副幹事長会で配布時期・回数を協議のうえ実施予定。 〈編集委員会〉広報編集委員会を設置(25年3月)。わかりやすい議会だよりに向けた紙面の編集を開始。〔25年3月～実施済。〕
4 議会改革にかかる区民アンケート	・アンケートの実施	△	①区民の意識調査を早期に実施し議会改革に役立てるべき ②具体的な取り扱いを決めてから実施すべき。正副幹事長会で協議中。
5 議場警備員	・議場警備員の廃止	◎	25年第3回定例会より廃止。〔25年9月～実施済。〕
6 費用弁償	・費用弁償廃止(見直し)	△	①費用弁償を廃止すべき ②費用弁償を廃止し実費相当額とすべき ③過去の経緯を踏まえ見直しは慎重に行うべき。正副幹事長会で協議中。
7 予算・決算特別委員会	・会議のあり方 (全議員による審査の実施)	△	①全議員による審査を行うべき(分科会方式による審査、全議員による全款審査) ②現状の方式を維持するべき。正副幹事長会で協議中。
8 一般質問	・質問方式 ・持ち時間制 ・会議時間・日程 ※一括方式：質疑・答弁をそれぞれ一括して行う。 ※一問一答式：質問者と答弁者間で質問、答弁の問答を続けること。	△	〈質問方式〉①一括方式を維持すべき ②一問一答方式を導入すべき ③一括方式と一問一答式の併用。正副幹事長会で協議中。 〈持ち時間制〉①持ち時間制を廃止すべき ②持ち時間制の変更は不要。正副幹事長会で協議中。 〈会議時間・日程〉①開議時間の拡大(10時開会で2日間)②開議日数の拡大(13時開会で3日間)③現行の日程を維持(13時開会で2日間)。正副幹事長会で協議中。
9 インターネット中継	・中継の拡大 (常任委員会・議運・特別委員会) ・ライブ中継の実施	○	新庁舎移転後から常任委員会・議会運営委員会・特別委員会のインターネット録画配信に加えて、本会議と予算・決算特別委員会のライブ配信を開始予定。
10 議員個人の議決表明	・議員個人の議決表明の公表	△	①議員個人の議決表明を公表すべき ②会派単位の公表(現行どおり)とする。正副幹事長会で協議中。
11 年間の議会日程	・年間の議会日程の作成・公表	◎	ホームページに年間の議会日程を公表する。〔26年4月～実施済。〕
12 緊急時の議会機能	・議会独自の災害対策本部を設置 (議会・議員の役割等を規定)	◎	豊島区議会災害対策本部を新たに設置。災害が発生した際、区長と協力して、被害の拡散防止、災害の早期復旧に努める。 〔25年5月～実施済。〕
13 議会報告会	・議会報告会の実施	○	報告会の実施に向け、正副幹事長会において詳細を協議中。
14 議会基本条例	・議会基本条例の制定	△	①条例制定すべき ②制定は不要(豊島区自治の推進に関する基本条例あり) ③制定は時期尚早。正副幹事長会で今後協議。
15 請願・陳情者の意見陳述制度	・請願・陳情者の意見陳述制度の実施	○	制度の詳細及び試行的運用について、正副幹事長会で協議中。
16 討議のあり方	・議員間討議の実施 ・反問権の付与・行使 ※反問権：議員の質問質疑に対し、区長等が主旨確認や争点を明確にするために質問すること。	△	〈議員間討議〉①一定のルールが必要 ②ルール化までは不要③理事者とのやりとりを基本とする。正副幹事長会で今後協議。 〈反問権〉①反問権は必要 ②反問権の制度化は慎重であるべき。正副幹事長会で今後協議。
17 議決事項	・議決事項の追加	○	「基本構想」及び「都市宣言」を議決事項として追加すべき。正副幹事長会で協議中。
18 傍聴制度	・傍聴手続きの簡素化 ・傍聴規則の見直し ・議会情報の発信・収集 ・正副幹事長会等の傍聴	△	〈傍聴手続き〉大幅な簡素化がなされているため、現状どおり。 〈傍聴規則〉会議運営の秩序維持の観点から傍聴規則の見直しは、当面行わない。 〈議会情報の発信・収集〉広報編集委員会を活用する。 〈正副幹事長会等の傍聴〉議員の傍聴を可とする。なお、①区民の傍聴を認めるべき ②認められない。正副幹事長会で今後協議。
19 土日・夜間議会	・土日・夜間の開会	△	①試行的に土日に開会すべき ②案件の性質により柔軟に開会すべき。正副幹事長会で今後協議。
20 正副議長の報酬の見直し	・報酬の見直し	△	①見直すべき ②見直す必要はない。正副幹事長会で今後協議。
21 議長車・タクシーチケットの廃止	・議長車等の廃止	△	①代替手段(庁有車等)の活用により廃止すべき ②廃止すべきでない。正副幹事長会で今後協議。
22 議員の健康診査の廃止	・健康診査の廃止	△	①引き続き公費で実施すべき ②各自の責任で実施すべき。正副幹事長会で今後協議。